

米代川流域下水道
及び十和田湖公共下水道

指定管理者業務

仕 様 書

秋 田 県

目 次

第1章 総則

- 第 1 条 (目的)
- 第 2 条 (業務の対象施設)
- 第 3 条 (業務の内容)

第2章 業務体制

- 第 4 条 (業務体制)
- 第 5 条 (業務期間)
- 第 6 条 (関係法令の遵守)
- 第 7 条 (法的資格者の配置)
- 第 8 条 (緊急時の体制)
- 第 9 条 (緊急時の対応)
- 第10条 (事故の報告)
- 第11条 (安全の確保)
- 第12条 (リスク分担)

第3章 業務要領

- 第13条 (業務実施計画書作成業務)
- 第14条 (運転管理業務)
- 第15条 (点検・整備業務)
- 第16条 (小規模修繕業務)
- 第17条 (電気設備保安業務)
- 第18条 (廃棄物の収集・運搬業務)
- 第19条 (ユーティリティ等の調達・管理業務)
- 第20条 (付帯業務)
- 第21条 (見学者対応業務)
- 第22条 (提出書類)
- 第23条 (業務記録等の整理)
- 第24条 (完成図書の貸与)
- 第25条 (施設の一般管理)
- 第26条 (行政財産の使用等)
- 第27条 (管理物品)
- 第28条 (火災の防止)
- 第29条 (警備及び盗難防止)

第4章 施設及び設備の機能確認等

- 第30条（業務開始時の機能確認）
- 第31条（業務実施期間中における機能確認）
- 第32条（業務終了時の機能確認）
- 第33条（業務の引継ぎ）
- 第34条（放流水の水質が遵守基準を満足しない場合の対応）
- 第35条（放流水の水質が目標基準を満足しない場合の対応）
- 第36条（排出ガスレベルが遵守基準を満足しない場合の対応）
- 第37条（悪臭防止に関する基準レベルが遵守基準を満足しない場合の対応）

第5章 甲による監視・立ち入り

- 第38条（水質検査等）
- 第39条（放流水等の監視、立入り検査）

第6章 業務報告書等及び確認

- 第40条（業務報告書等）
- 第41条（確認）
- 第42条（年度末検査）

第7章 指定管理料の支払い等

- 第43条（指定管理料の構成）
- 第44条（指定管理料の概算払い）
- 第45条（放流水質基準等による指定管理料の変更）
- 第46条（指定管理料の精算）

第8章 その他

- 第47条（乙による効率化の提案）
- 第48条（第三者による本業務の実施）
- 第49条（甲が実施する工事及び委託、調査等への協力）
- 第50条（甲が第三者に委託する業務効率化等への協力）
- 第51条（従業員の服装、態度等）
- 第52条（教育及び訓練）
- 第53条（技術研究）
- 第54条（秋田県環境基本計画）
- 第55条（労務管理）
- 第56条（県内事業者への配慮）

第57条（守秘義務）

第58条（疑義等）

米代川流域下水道及び十和田湖公共下水道 指定管理者業務仕様書

第1章 総則

(目的)

第1条 米代川流域下水道及び十和田湖公共下水道指定管理者業務仕様書（以下「仕様書」という。）は、米代川流域下水道及び十和田湖公共下水道施設の管理に関し、秋田県（以下「甲」という。）が指定する指定管理者（以下「乙」という。）が行う業務（以下「業務」という。）に適用するものであり、業務を適正かつ円滑に実施するため必要な事項を定めるものである。

(業務の対象施設)

第2条 仕様書に規定する業務の適用範囲は、大館処理センター、鹿角処理センター、中継ポンプ場及び幹線管渠等関連施設とする。

2 業務の対象施設は、別表1に示すとおりとする。

3 対象施設の主要施設及び設備概要は、別表2・3に示すとおりとする。

(業務の内容)

第3条 乙が行う業務内容は、以下のとおりとする。

- (1) 業務実施計画書作成業務
- (2) 運転管理業務
- (3) 点検・整備業務
- (4) 小規模修繕業務（1件当たり400万円未満）
- (5) 電気設備保安業務
- (6) 廃棄物の収集・運搬業務
- (7) ユーティリティ等の調達・管理業務
- (8) 付帯業務
- (9) 見学者対応業務

2 乙の業務に含めない業務は、以下のとおりとする。

- (1) 大規模修繕業務（1件当たり400万円以上）
- (2) 処理施設及び管渠施設の機能付加工事
- (3) 業務の対象施設に係る目的外使用許可

3 第1項に規定する業務は、前条で規定する対象施設について、その設置の目的に適合した運転管理を行うとともに、施設の正常な運転を確保するための保守点検等を行い、別表2に定める施設管理要求基準を遵守するものとする。また、放流水等は水質汚濁防止法及び条例、その他関係法令の基準及び別表3から別表7に定める目標基準、遵守基準等の業務要求基準を確保すること。

第2章 業務体制

(業務体制)

第4条 乙は、業務実施計画書に基づき業務を確実に遂行するための体制をとること。

(業務期間)

第5条 業務期間は令和9年4月1日から令和14年3月31日までの5か年間とする。

(関係法令の遵守)

第6条 業務の履行にあたっては、労働関係法令を遵守するとともに、業務の履行に必要な下水道法、水質汚濁防止法、エネルギーの使用の合理化等に関する法律及び労働安全衛生法をはじめとする関係法令を遵守しなければならない。

(法的資格者の配置)

第7条 業務の履行にあたっては、業務に必要な次の各号の有資格者を1名以上配置しなければならない。

- (1) 下水道法施行令第15条の3に定める資格を有する者（処理場毎）
- (2) 酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者
- (3) 電気主任技術者（第3種以上）
- (4) 危険物取扱者（第4類）
- (5) 特別管理産業廃棄物管理責任者
- (6) 安全管理者及び衛生管理者（労働者10人以上50人未満の場合は、安全衛生推進者）
- (7) クレーン運転士又は技能講習修了者
- (8) 玉掛技能講習修了者
- (9) その他業務履行上必要な資格者

(緊急時の体制)

第8条 乙は天災（地震、津波、落雷、暴風雨、洪水、異常降雨、土砂崩壊等）、人災（戦争、テロ、暴動等）あるいは、不時の停電、異常流入水量、水質、施設の異常及び事故、火災等の緊急事態に備え、従業員を非常招集できる体制を確保しなければならない。

(緊急時の対応)

第9条 乙は天災（地震、津波、落雷、暴風雨、洪水、異常降雨、土砂崩壊等）、人災（戦争、テロ、暴動等）あるいは、不時の停電、異常流入水量、水質、施設の異常及び事故、火災等の緊急事態が発生した場合には、速やかに適切な措置を講ずるとともに、その状況を甲に報告し運転操作方法について協議しなければならない。地震時の対応は別表8のとおり

とする。

(事故の報告)

第10条 乙は、業務の履行中事故が発生した場合は、速やかに適切な措置を講ずるとともに、甲に報告しなければならない。また、必要に応じて別表22に示す関係機関に連絡しなければならない。

2 甲は、前項の報告を受けた場合には必要に応じて乙に指示を行うものとする。

3 乙は、事故の発生原因、被害状況、経過等について甲に速やかに文書により報告しなければならない。

(安全の確保)

第11条 乙は、労働安全衛生法及びその他関係法令の定めるところにより、作業の実施にあたり守らなければならない安全に関する事項を定めるとともに、安全管理に必要な措置を講じ、労働災害の発生の防止に努めなければならない。

2 乙は業務履行にあたり、電気、薬品類、毒性ガス、酸欠空気、可燃性ガス等に対し必要な安全対策を行うとともに、適切な作業方法の選択及び適切な従業員の配置を行い、危険防止に努めなければならない。

3 乙は、業務の履行場所及びその付近で行われる他の委託、修繕または工事がある場合には常に協力して安全管理に支障がないように措置を講じなければならない。

4 乙は、業務の履行にあたり安全上の障害が生じた場合には、直ちに必要な措置を講じるとともに、速やかに甲に連絡し、指示を受け、適切な処置を行わなければならない。

(リスク分担)

第12条 業務範囲における施設の運転・維持管理上の責任は乙が負うものとする。ただし、甲が責任を負うべき合理的な理由がある場合には、別途協議のうえ、甲が責任を負うものとする。また、かかるリスク分担については別表9による。その程度や具体的内容については協議によるものとする。

第3章 業務要領

(業務実施計画書作成業務)

第13条 乙は基本協定締結後直ちに業務実施計画書を甲に提出しなければならない。その内容に変更があった場合、直ちに変更箇所を甲に提出するものとする。また、業務実施計画書に記載する事項及び内容は以下のとおりとする。

(1) 業務実施方針

- ・下水道施設の重要性に鑑み、その目的を達成するための業務における管理思想、業務実施の基本方針及びその概要等について、業務に対する姿勢及び実現性が把握できるよ

う記載すること。

(2) 環境対策

- ・施設の管理方法について、周辺環境等への配慮という観点から留意点を整理し、具体的な対処方法等について記載すること。

(3) 組織体制及び人員配置計画

- ・運転管理業務を遂行するうえで必要な組織及び体制について、その系統及び分担等が明確に把握できるよう具体的に資格者の配置も含めて記載すること。
- ・業務完了時の引継ぎ方法について記載すること。

(4) 安全衛生管理体制

- ・事故、災害等を未然に防止し、安全に業務を遂行するための安全衛生管理に係る作業基準、安全衛生に関する計画及び組織体制について記載すること。
- ・見学者、外部侵入者対策について記載すること。

(5) 運転操作・監視業務実施計画

- ・対象施設の運転操作・監視業務についての体制、人員配置を含めた実施計画について記載すること。
- ・対象施設の省エネ運転方針を記載すること。

(6) 物品等調達・管理業務実施計画

- ・対象施設の運営を行うために必要な物品、部品の調達方法、効率的な管理方法及び年間を通じての使用計画等を記載すること。

(7) 点検・整備業務実施計画

- ・対象施設を安定的に維持していくための点検・整備について、設備点検の内容・点検頻度・点検要領について記載すること。

(8) 施設管理業務実施計画

- ・対象の業務に対して、実施方法を記載すること。

(9) 環境計測業務実施計画

- ・水質試験等、業務要求水準を踏まえた業務の体制及び実施方法等について記載すること。

(10) 小規模修繕業務実施計画

- ・修繕の考え方、計画及び体制について記載すること。
- ・小規模修繕等の実施後の履歴の整理と継承方法について記載すること。

(11) コスト縮減の対策

- ・本業務におけるコスト縮減（薬品使用料、燃料使用料、電気使用料、その他）について記載すること。

(12) 緊急時等への対応

- ・緊急時等における対応の考え方、体制及び対応手順について記載すること。
- ・停電等の緊急時に、早急に現場到着し、施工体制を確保する対応方法を記載すること。

- (13) 有資格者
 - ・有資格者の配置状況を記載すること。なお、資格が確認できる資料（資格者証の写しあるいは経歴書等）を添付すること。
- (14) 廃棄物の収集・運搬及び処分
 - ・一般廃棄物及び産業廃棄物の適正な収集・運搬及び処分について記載すること。
- (15) その他対象施設の維持管理に必要な事項

（運転管理業務）

第14条 乙は、日常の運転管理を行うために必要な運転操作監視業務、点検整備業務、水質等管理業務、事務業務及びその他の業務の運転管理業務を行う。

（1）運転操作監視業務

- ①大館処理センターでの運転監視操作は、24時間体制とする。
- ②前項の規定にかかわらず、乙は異常事態の発生およびその他必要な場合には甲と協議の上、業務を行わなければならない。

（2）点検整備業務

点検整備等に係る業務は本仕様書のほか、「下水道維持管理指針」（日本下水道協会）、下水道維持管理積算要領－終末処理場・ポンプ場施設編（日本下水道協会）の「保守点検基準」及び自家用電気工作物保安規程（以下「保安規程」という。）によるものとする。

（3）水質等管理業務

乙は、施設の正常な運転を確保するためや、施設管理要求基準や業務要求基準を遵守するために必要な水質試験や汚泥試験等を実施するものとする。

（4）事務業務

運転管理業務を遂行するために必要な事務業務を実施するものとする。

（5）その他の業務

運転管理データを恒常的に整理し、甲の求めがあった場合は速やかに提出しなければならない。

（点検・整備業務）

第15条 乙は、施設・設備を適正な状態に保ち、事故等を未然に防止するとともに、機器類の機能維持及び延命化を図るため、日常及び定期的に点検・整備を行わなければならない。

- 2 点検・整備業務には、法定上必要な定期点検業務を含むものとし、その主な内容は別表10から別表19のとおりとする。なお、実施に際しては関連する施設等に支障がないように実施するものとする。
- 3 点検・整備は、機器類の調整、給油、消耗品の交換、清掃及び小塗装等、機器類が正常に稼働するための整備作業とし、必要に応じて軽微な分解組立作業を含むものとする。

4 乙は、本条の業務を合理的に行い経過を記録するために、甲の台帳システムに入力するものとする。

(小規模修繕業務)

第16条 乙は、対象施設及び設備の機能が正常に発揮できるよう、日常及び定期的に点検・整備を行うとともに、対象施設に故障、異常及び不良が発生した時は適切に修繕を実施すること。実施に際しては、1件の費用が400万円未満（消費税及び地方消費税を含む）の修繕に限るものとする。

2 乙は、修繕の完了にあたっては、施工前、施工中、完了時の状況が確認できる写真及び修繕完了報告書を作成し、甲に提出し確認を受けなければならない。

(電気設備保安業務)

第17条 乙は、電気事業法に基づき電気主任技術者を選任配置し、各自家用電気工作物にかかわる保安業務を実施する。

2 甲及び乙は、自家用電気工作物の工事、維持及び運用の保安を確保するに当たり、電気主任技術者として選任する者の意見を尊重しなければならない。

3 自家用電気工作物の工事、維持及び運用に従事する者は、電気主任技術者として選任する者がその保安のためにする指示に従わなければならない。

4 電気主任技術者として選任する者は、自家用電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安の監督の職務を誠実に行わなければならない。

5 乙は、維持・管理の主体であって、電気工作物を経済産業省令で定める技術基準に適合する義務を負うものとする。

(廃棄物の収集・運搬業務)

第18条 乙は、以下の廃棄物の収集・運搬を実施する。作業にあたっては、関係法令に基づき実施しなければならない。

(1) 脱水汚泥を大館処理センター内県北地区広域汚泥資源化施設まで運搬すること。

(2) 対象施設から排出されるし渣・沈砂を収集・運搬及び処分すること。

(3) その他、対象施設から発生した廃棄物を収集・運搬及び処分すること。

(ユーティリティ等の調達・管理業務)

第19条 乙は、電気機械消耗品、分析用薬品、分析用器具、工業薬品、燃料並びにその他の業務の実施に必要な物品の調達及び管理を適切に行うこと。また、当該業務には電気、ガス、水道、燃料、電話の契約・支払い業務を含むものとする。

2 前項に規定する電気、ガス、水道、燃料、電話の支払業務は、基本協定書第7条に規定する指定期間内に使用するものを対象とし、当該供給機関から請求される使用料に対して行うものとする。

(付帯業務)

第20条 乙は、構内道路（構内とは大館処理センター、鹿角処理センター及びポンプ場等をいう）の除雪作業、清掃、整備、緑地・植栽の管理及び構内施設の警備業務等の付帯業務を行うこと。

(見学者対応業務)

第21条 乙は、安全に十分配慮した上で、見学者に対し処理内容等の説明及び施設の見学案内に関する業務を行うこと。

(提出書類)

第22条 乙は、基本協定書第23条第1項第5号に定める書類は次のとおりとする。

- (1) 年間業務実施計画書
- (2) 業務日誌（提出不要。ただし、甲が閲覧できるように整理し、保管すること。）
- (3) 月間業務報告書
- (4) その他甲の指示する書類

2 前項で規定する書類の提出期限は次のとおりとする。

- (1) 年間業務実施計画書は年度当初直ちに提出すること。
- (2) 月間業務報告書は翌月の7日までに提出すること。
- (3) その他甲の指示する書類はその都度速やかに提出すること。

3 提出書類に記載すべき項目は別表20のとおりとする。様式は、乙の提案に基づき、甲の承認を得たものとする。

(業務記録等の整理)

第23条 乙は、前条の規定によるほか、業務記録等の業務の履行または確認に必要な書類を整理し、甲が提出を求めた場合は速やかに提出しなければならない。

2 乙は業務の履行に必要な諸事項について、甲と打合わせ、協議等を行った場合は、その都度内容を議事録として整理し、甲に提出するものとする。

(完成図書の貸与)

第24条 乙が業務上必要とする完成図書は、甲が貸与する。

2 乙は、貸与品について台帳等を作成し、その保管状況を把握し、毀損、盗難、紛失等があった場合には乙が弁償しなければならない。

3 完成図書の管理は乙が行い、内容に修正等が必要な場合は協議の上、変更を行うものとする。

(施設の一般管理)

第25条 乙は、施設及びその周辺について常に清掃を心がけ、不要な物品等を整理・整頓しなければならない。

(行政財産の使用等)

第26条 甲は、乙が業務の実施のために必要とする秋田県流域下水道に係る行政財産（以下「行政財産」という。）について、その使用を認めるものとする。ただし、乙と協議の上、甲が専ら使用する箇所を別図に示し、使用を認める箇所から除くものとする。

2 乙は使用する行政財産について、自らの責任において管理するものとし、業務期間中に乙の責めに帰する事由により汚損・損傷等があった場合は、乙の責任において原状に復さなければならない。

3 行政財産の更新については、甲乙協議により更新を行う者を決定する。

(管理物品)

第27条 甲は、乙と協議の上、業務の実施のため必要な物品（秋田県財務規則（昭和三十九年秋田県規則第四号）に定める備品をいう。以下「管理物品」という。）を無償で乙に貸与するものとする。この際、物品無償貸付契約を締結するものとする。

2 乙は、管理物品について、管理台帳を備えて適正に管理し、常に良好な状態に保たなければならない。

3 乙は、管理物品を業務を実施するためのみに利用するものとし、業務の実施以外の目的で管理物品を対象施設の外部に持ち出し、第三者に管理物品に係る権利を譲渡し、若しくは貸与し、または管理物品の形質を変更してはならない。ただし、甲の承認を受けたときは、この限りでない。

4 管理物品の修理については、乙が行うものとする。

5 管理物品の更新については、甲乙協議により更新を行う者を決定するものとする。

6 乙が、業務実施計画書に記載した業務に係る経費により管理物品を購入したときは、当該管理物品は甲に帰属するものとする。

7 乙は、業務期間が満了し、または基本協定書第38条の規定による指定の取消しがなされたときは、管理物品を甲に返還しなければならない。

(火災の防止)

第28条 乙は、施設の火災の発生を未然に防止するため、火気使用箇所に火元責任者を選び、火気の正確な取扱及び後始末を徹底させ、火災防止に努めなければならない。

(警備及び盗難防止)

第29条 乙は対象施設における設備機器、管理物品等の盗難及び侵入防止について、十分な監視、警備に努めなければならない。

第4章 施設及び設備の機能確認等

（業務開始時の機能確認）

第30条 甲及び乙は、業務開始に先立ち、双方立会いのもとで、甲が指定する「施設機能確認書」（以下「確認書」という。）により、施設、設備及び管理物品（以下「管理物件」という。）の機能確認を行う。

2 乙は、前項の機能を確認の後、その確認結果を確認書に記載し、直ちに甲に提出しなければならない。

3 本業務に関する乙に変更がない場合には、前項の機能確認を省略できる。ただし、故障、不具合箇所は全て確認書に記載し、提出すること。

（業務実施期間中における機能確認）

第31条 甲及び乙は、必要があると認めるときは、業務期間中のいつでも、相手方に対し管理物件の全部または一部の機能確認を行うことを求めることができる。この場合においては、速やかに双方立会いのもとで確認書により機能確認を行う。

2 乙は、当該機能確認が完了したときは、その確認結果を確認書に記載し、確認終了日から2週間以内に甲に提出しなければならない。

3 甲及び乙は、当該機能確認の結果、所定の機能が確保されないときは、双方協議して修繕、更新その他必要な措置を行う。ただし、乙の責めに帰すべき理由によるときは、双方協議のうえ乙の責においてその損害を賠償しなければならない。

（業務終了時の機能確認）

第32条 業務期間満了によりこの業務が終了するときは、甲及び乙は、業務終了日までに、双方立会いのもとで確認書により管理物件の機能確認を行う。

2 甲または乙が解除することによりこの業務が終了したときは、甲及び乙は、業務終了日から2週間以内に、双方立会いのもとで確認書により管理物件の機能確認を行う。

3 乙は、前項の機能確認が完了したときは、その確認結果を確認書に記載し、確認終了日から2週間以内に甲に提出しなければならない。

4 乙は当該機能確認の結果、所定の機能が乙の責めに帰すべき理由により確保されないときは、甲にその損害を賠償しなければならない。

（業務の引継ぎ）

第33条 本業務に関する乙に変更があった場合には、業務の遂行に支障をきたすことのないようにしなければならない。また、乙は前条の規定による確認書等をまとめた引継文書を作成し、新指定管理者に提出しなければならない。

2 乙は、新指定管理者に対し業務に支障をきたさないように技術指導を行わなければならない。

い。なお、これに要する費用は新指定管理者の負担とする。

3 引継ぎ期間については、乙と新指定管理者で協議して定めるものとし、甲にその内容を報告しなければならない。

4 引継文書に関しては対象施設固有の運転及び保守管理上の留意点も把握できる内容とし、次の項目についても記載すること。

- (1) 各設備の異常振動、異音等の状況
- (2) 計装設備の調節状況や各設備の設定値等
- (3) 運転上の特別な操作や運用方法
- (4) その他の留意事項

(放流水の水質が遵守基準を満足しない場合の対応)

第34条 放流水の水質が、要求水準に示す遵守基準を満足できない場合は以下のような手続きを行うこと。

(1) 第1段階：未達の確認、報告

ア 乙は、業務実施計画書に基づく運転管理において、自ら行う水質試験により放流水の水質が遵守基準を満たしていないことを確認した場合は、速やかに甲に報告すること。

イ 甲は、放流水質の試験により放流水質が遵守基準を満たしていないことを確認した場合は、速やかに乙に報告すること。

(2) 第2段階：改善期間、改善計画書の提出

ア 放流水質の遵守基準未達の場合には、乙は原則として主体的に、未達の原因究明や改善措置を行うこと。

イ 流入水が処理能力を満たしている場合は、乙は改善計画書を作成、提出し改善措置を実施すること。

ウ 原因究明、改善計画書の作成及び実施にかかる費用は、乙が負担する。ただし、「やむを得ない事態」による場合は、甲と協議できるものとする。

エ 乙は、自らの負担で行う水質試験において、改善措置の効果を確認し、放流水質の遵守基準を満足できるまで、改善状況を甲に報告すること。

オ 「やむを得ない事態」による場合は、甲により改善を行う。

カ 甲は、乙から放流水質を改善した旨の報告を受けた時は、放流水質の試験により放流水質が遵守基準を満足していることを確認する。

(3) 第3段階：指定管理料の減額

ア 甲は、「やむを得ない事態」による場合を除き、基本協定書第26条第2項の規定に基づき、基準を満足できない期間相当の指定管理料を減額することができるものとする。

(4) 第4段階：指定の取消し

- ア 「やむを得ない事態」による場合を除き、放流水質の遵守基準を満足できない状態が長期にわたり改善されない場合、あるいは改善計画書が甲の指示する期限内に提出されない場合及び改善計画どおりに業務を行わない場合には、基本協定書第38条第1項第4号の規定に基づき甲は指定を取消しすることができるものとする。
- 2 「やむを得ない事態」としては、以下を想定すること。
- ア 処理能力を越えた流入水量があった場合
- イ 処理能力を超えた水質の流入があった場合
- ウ 自然災害等により施設が破損し、処理機能が得られない場合
- エ 重大な影響を及ぼす有害物質、化学物質等が流入した場合
- オ その他乙の責務に帰することができない外的要因によると、公正に判断できる場合
- 3 前項「やむを得ない事態」が発生した場合は、乙は緊急措置を講じた上で、事態の内容、想定される処理センター等への影響、及び緊急措置の内容等を速やかに甲に報告しなければならない。

(放流水の水質が目標基準を満足しない場合の対応)

第35条 放流水の水質が、要求水準に示す目標基準を満足できない場合は、以下のよう
な手続きを行うこと。

(1) 第1段階：未達の確認、報告

- ア 乙は、業務実施計画書に基づく運転管理において、自ら行う水質試験により放流水質の目標基準を満たしていないことを確認した場合は、速やかに甲に報告すること。
- イ 甲は、放流水質の試験により放流水質が目標基準を満たしていないことを確認した場合は、速やかに乙に報告すること。

(2) 第2段階：改善期間、改善計画書の提出

- ア 目標基準未達の場合には、乙は主体的に目標基準未達の原因究明を行うこと。
- イ 流入水が処理能力基準を満たしている場合は、乙は改善計画書を作成、提出し改善措置を実施すること。
- ウ 原因究明、改善計画書の作成及び実施にかかる費用は、乙が負担する。ただし、「やむを得ない事態」による場合は甲と協議できるものとする。
- エ 乙は、自らの負担で行う水質試験において、改善措置の効果を確認し、目標基準を満足できるまで、改善状況を甲に報告すること。

(3) 第3段階：指定管理料の減額

- ア 甲は、「やむを得ない事態」による場合を除き、目標基準を達成していない状況が判明し、長期にわたり改善されないときは、基本協定書第26条第2項の規定に

基づき、基準を満足できない期間相当の指定管理料を減額することができるものとする。

- 2 「やむを得ない事態」としては、前条の規定を準用する。

(排出ガスレベルが遵守基準を満足しない場合の対応)

第36条 ボイラー等のばい煙発生施設からの排出ガスが、要求水準に示す遵守基準を満足できない場合は以下のような手続きを行うこと。

- (1) 第1段階：未達の確認、報告

ア 乙は、業務実施計画に基づく運転管理において、排出ガスが遵守基準を満たしていないことを確認した場合は、速やかに甲に報告すること。

- (2) 第2段階：改善期間、改善計画書の提出

ア 遵守基準未達の場合には、乙は、原則として主体的に遵守基準未達の原因究明や改善措置を行うこと。

イ 原因究明、改善計画書の作成及び実施にかかる費用は、乙が負担する。ただし、「やむを得ない事態」による場合は甲と協議できるものとする。

ウ 乙は、自らの負担で行う原因究明において、改善措置の効果を確認し、遵守基準を満足できるまで、改善状況を甲に報告すること。

- (3) 第3段階：指定管理料の減額

ア 甲は、「やむを得ない事態」による場合を除き、基本協定書第26条第2項の規定に基づき、基準を満足できない期間相当の指定管理料を減額することができるものとする。

- 2 「やむを得ない事態」としては、第34条の規定を準用する。

- 3 遵守基準が猶予されているばい煙発生施設についても、遵守基準を満足するように努めること。

(悪臭防止に関する基準レベルが遵守基準を満足しない場合の対応)

第37条 アンモニア等悪臭防止法に規定する特定悪臭物質濃度が、要求水準に示す遵守基準を満足できない場合は、以下のような手続きを行うこと。

- (1) 第1段階：未達の確認、報告

ア 乙は、業務実施計画に基づく運転管理において、特定悪臭物質濃度が遵守基準を満たしていないことを確認した場合は、速やかに甲に報告すること。

- (2) 第2段階：改善期間、改善計画書の提出

ア 遵守基準未達の場合には、乙は、原則として主体的に遵守基準未達の原因究明や改善措置を行うこと。

イ 原因究明、改善計画書の作成及び実施にかかる費用は、乙が負担する。ただし、

「やむを得ない事態」による場合は甲と協議できるものとする。

ウ 乙は、自らの負担で行う原因究明において、改善措置の効果を確認し、遵守基準を満足できるまで、改善状況を甲に報告すること。

(3) 第3段階：指定管理料の減額

ア 甲は、「やむを得ない事態」による場合を除き、基本協定書第26条第2項の規定に基づき、基準を満足できない期間相当の指定管理料を減額することができるものとする。

2 「やむを得ない事態」としては、第34条の規定を準用する。

3 悪臭防止法の規制対象地域外の管理物件においても、特定悪臭物質濃度の遵守基準を満足するように努めること。

第5章 甲による監視・立ち入り

(水質検査等)

第38条 甲は、放流水の水質や排出ガス等が、関係法令の基準及び目標基準、遵守基準等の業務要求水準を満たしているかを確認するために、自ら水質検査その他の環境計測を行うことができるものとする。

2 乙は、甲が行う前項の水質検査等に対して、必要に応じて協力しなければならない。

(放流水等の監視、立入り検査)

第39条 甲は、随時、自らの費用で、自ら又は甲から委託を受けた者が、水質検査その他の環境計測を行うことができるものとし、乙はこれに協力するものとする。ただし、甲は乙の業務に支障が生じないように努めなければならない。

2 甲又は甲から委託を受けた者は、施設の機能について検査を行うことができるものとし、乙はこれに協力しなければならない。ただし、甲は乙の業務に支障が生じないように努めなければならない。

3 甲又は甲から委託を受けた者は、前項の施設機能の検査または乙の業務遂行状況について監視を行うために施設に立ち入ること、また適宜説明を求めることができるものとし、乙はこれに協力しなければならない。

第6章 業務報告書等及び確認

(業務報告書等)

第40条 甲は、第22条に規定する業務報告書等の内容について、乙に説明を求め、また、必要な範囲で、乙がこの業務に関し所持しているその他の資料の提出を求めることができる。

(確認)

第41条 甲は、第22条の規定により乙が提出した月間業務報告書に基づき、業務の履行内容を確認し、要求基準の未達及び是正指示がある場合は乙に通知する。

(年度末検査)

第42条 甲は、基本協定書第22条の規定により乙が提出した年間業務報告書に基づき、業務の履行内容を確認し、検査を行わなければならない。この検査に合格したときは乙に通知し、この通知を発した日に当該年度分の業務が完了したものとする。

第7章 指定管理料の支払い等

(指定管理料の構成)

第43条 指定管理料は、固定費及び変動費で構成する

- (1) 固定費とは、流入水量又は汚泥量の実績値の増減に関わらず変動しない費用をいう。
- (2) 変動費とは、流入水量又は汚泥量の実績値の増減に応じて比例的に増減する費用をいう。

(指定管理料の概算払い)

第44条 甲は、当該年度分の指定管理料を12月で分割し、月払いとして乙に支払う、その額は次のとおりとする。ただし、指定管理料内訳書は、乙が提示したものとする。

2 当該年度における4月から翌年2月までの指定管理料は概算払いをし、次の各号を合計した金額（消費税及び地方消費税含む）とする。

- (1) 当該年度指定管理料内訳書の固定費合計額の12分の1の額（千円未満切捨て）
- (2) 当該年度指定管理料内訳書の変動費合計額の12分の1の額（千円未満切捨て）

3 当該年度における3月分指定管理料で精算を行うものとし、次の各号を合計した金額（消費税及び地方消費税含む）とする。

- (1) 当該年度指定管理料内訳書の固定費合計額から、前号の支払合計額を控除した額。
- (2) 当該年度指定管理料内訳書の変動費合計額から、前号の支払合計額を控除した額。
- (3) 指定管理料の減額規定等により、指定管理料に変更があるときは、その増減額。

(放流水質基準等による指定管理料の変更)

第45条 放流水質等において、次の各号が適用されるときは指定管理料を変更する。

- (1) 放流水質に関し第34条第1項第3号の適用を受けるとき
- (2) 放流水質に関し第35条第1項第3号の適用を受けるとき
- (3) 排出ガスに関し第36条第1項第3号の適用を受けるとき
- (4) 悪臭防止に関し第37条第1項第3号の適用を受けるとき
- (5) その他、乙から追加費用の請求があった場合で、甲乙協議によりその額が決定したとき。

(指定管理料の精算)

- 第46条** 流入水量及び脱水汚泥量が想定流入水量及び想定脱水汚泥量を下回った場合、及び変動費の単価変動があった場合、変動費の精算について、甲と乙が協議するものとする。
なお、甲が認めた他経費への流用額は精算対象額から控除する。
- 2 甲は、乙が業務に係る経費の縮減に努めた結果、業務の執行額を下回ったものと認めた場合は、その縮減額を精算の対象としない。
- 3 想定流入水量及び想定脱水汚泥量は、年度協定書に定める。

第8章 その他

(乙による効率化の提案)

- 第47条** 乙は、対象施設の効率的管理及び調達量の削減に対しての方策に関し、甲に提案することができるものとする。
- 2 前項により、提案がなされた場合には、甲は、乙と打合せの機会を設け、必要に応じて運転管理についての方針に反映できるものとする。

(第三者による本業務の実施)

- 第48条** 乙は、業務を行うにあたり、あらかじめ甲の承認を受け、当該業務の一部について第三者にその実施を委託し、または請け負わせることができる。
- 2 前項の承認を受けて、乙が業務の一部を第三者に委託し、または請け負わせる場合は、全て乙の責任及び費用において行うものとし、乙が委託し、または請け負わせる第三者の責めに帰すべき事由により生じた損害及び追加費用については、全て、乙の責めに帰すべき事由により生じた損害及び追加費用とみなして、乙が負担するものとする。

(甲が実施する工事及び委託、調査等への協力)

- 第49条** 甲が実施する工事及び委託、調査等について、乙は、通常の管理業務の範囲において協力しなければならない。なお、実施にあたっては事前に協議するものとする。
- 2 甲が資料等の提示を求めたときは、乙は応じなければならない。

(甲が第三者に委託する業務効率化等への協力)

- 第50条** 人口減少下においても下水道事業の継続を図るため、乙の実施する業務の効率化、省力化等について甲が第三者に委託した場合、乙はその第三者と役割分担を明確にして協力体制を構築すること。

(従業員の服装、態度等)

- 第51条** 乙は従業員に安全かつ清潔で統一した服装をさせ胸には名札をつけ、態度等についても部外者より指摘を受けないようにしなければならない。

(教育及び訓練)

第52条 乙は、従業員に対して、業務に必要な知識及び技能を教育し、技能等の向上を図らなければならない。

2 乙は、従業員に対して、事故等の災害時及び緊急時の対応について、甲の下水道BCP等に基づき「緊急時対応マニュアル」を作成し、教育及び訓練を定期的及び臨時に実施しなければならない。

(技術研究)

第53条 乙は従業員の資質・技術向上のため、資格取得を推進するとともに各種研修・講演会等へ当該業務に関係する従業員を派遣し、下水道施設管理の改善、向上等に努めること。

(秋田県環境基本計画)

第54条 甲は、秋田県環境基本計画を推進しており、乙はこの計画の施策の実行に協力しなければならない。

(労務管理)

第55条 乙は、その従業員の労務管理の一切についてその責任を負うものとする。

2 乙は、業務について、公共的使命が重大であり、また施設の運転を停止することができないものであることに留意し、業務に係る従業員の休暇、欠勤、退職、労働争議等に対応できるように体制を整えておかなければならない。

(県内事業者への配慮)

第56条 乙は、業務を実施するにあたり第三者との取引等を行う場合には、県内事業者を優先するように努めること。

(守秘義務)

第57条 乙（乙が業務の一部を委託した者またはこれに準ずる者を含む。）は、業務を実施するに当たり知り得た秘密を他に漏らし、または業務の実施以外の目的にしてはならない。なお、業務期間が終了し、または指定の取消しがなされた後においても同様とする。

(疑義等)

第58条 本仕様書に明記されていない事項、または疑義を生じた場合は甲乙協議の上定めるものとする。

別表1 対象施設（第2条）

1	大館処理センター	大館市川口字中川口 1
	※県北地区広域汚泥資源化施設は管理対象から除く	
2	鹿角処理センター	鹿角市十和田錦木字赤沢田 1 0 4
1	立花中継ポンプ場	大館市立花字上立花 2 9
2	二井田中継ポンプ場	大館市二井田字上阿久津 2 9 - 1
3	田代中継ポンプ場	大館市岩瀬字街道脇 1 - 4
4	片山中継ポンプ場	大館市片山字天神 1 - 1
5	小坂中継ポンプ場	鹿角郡小坂町字岩ノ下 6 9 - 2
6	発荷中継ポンプ場	鹿角郡小坂町十和田湖字生出
7	大川岱中継ポンプ場	鹿角郡小坂町十和田湖字大川岱 5 2 - 5
8	達子森中継ポンプ場	大館市比内町扇田字森下才川附
9	高館中継ポンプ場	大館市釈迦内字高館下
10	松峰中継ポンプ場	大館市松峰字西松峰
11	秋田渡中継ポンプ場	大館市早口字上野
12	坂地中継ポンプ場	大館市長坂字長坂坂地
13	尾樽部中継ポンプ場	鹿角郡小坂町小坂鉦山字尾樽部
14	尾去沢中継ポンプ場	鹿角市尾去沢字蟹沢
15	大湯中継ポンプ場	鹿角市十和田大湯字仲谷地
16	大川岱幹線 No. 1 ポンプ場	鹿角郡小坂町十和田湖字鉛山
17	大川岱幹線 No. 2 ポンプ場	鹿角郡小坂町十和田湖字鉛山
18	大川岱幹線 No. 3 ポンプ場	鹿角郡小坂町十和田湖字鉛山
19	大川岱幹線 No. 4 ポンプ場	鹿角郡小坂町十和田湖字鉛山
20	大川岱面 No. 1 ポンプ場	鹿角郡小坂町十和田湖字大川岱
21	大川岱面 No. 2 ポンプ場	鹿角郡小坂町十和田湖字大川岱
22	大川岱面 No. 3 ポンプ場	鹿角郡小坂町十和田湖字大川岱
23	大川岱面 No. 4 ポンプ場	鹿角郡小坂町十和田湖字大川岱
24	大川岱面 No. 5 ポンプ場	鹿角郡小坂町十和田湖字大川岱
25	大川岱面 No. 6 ポンプ場	鹿角郡小坂町十和田湖字大川岱
26	鉛山 No. 1 ポンプ場	鹿角郡小坂町十和田湖字鉛山
27	鉛山 No. 2 ポンプ場	鹿角郡小坂町十和田湖字鉛山
28	鉛山 No. 3 ポンプ場	鹿角郡小坂町十和田湖字鉛山
29	中ノ平ポンプ場	鹿角郡小坂町十和田湖字中ノ平
1	大館処理区幹線管渠	大館市
2	鹿角処理区幹線管渠	鹿角市、鹿角郡小坂町
3	大川岱休平幹線管渠	鹿角郡小坂町
4	十和田湖特環面整備管渠	鹿角郡小坂町

注) 番号) はマンホールポンプ場を示す。

別表2 施設管理要求基準（第3条）

- ・全ての施設が通常の運転を行うことができる機能を有し、業務開始時に確認した施設機能に比べて著しい損傷及び劣化がない状態とすること（ただし、経年劣化による機能低下は除く）
- ・建築物や外構、植栽等の保守点検や清掃については現状と比べて美観を損なわない程度で行うこと

別表3 放流水の水質基準値（第3条）

項 目	大館、鹿角処理センター		
	目標基準	遵守基準	備考
PH 値	5.8～8.6	5.8～8.6	
SS (mg/l)	30 以下	40 以下	
BOD (mg/l)	12 以下	15 以下	
大腸菌数 (CFU/ml)	640 以下	800 以下	

別表4 処理能力基準値（第3条）

項 目	大館処理センター	鹿角処理センター
令和9年度	15,000 m ³ /日	8,200 m ³ /日
令和10年度	15,000 m ³ /日	8,200 m ³ /日
令和11年度	15,000 m ³ /日	8,200 m ³ /日
令和12年度	15,000 m ³ /日	8,200 m ³ /日
令和13年度	15,000 m ³ /日	8,200 m ³ /日

別表5 汚泥資源化施設へ運搬する脱水汚泥の基準値（第3条）

項 目	大館処理センター	鹿角処理センター
	目標基準	目標基準
脱水汚泥の含水率 (%)	79%以下	78%以下

別表6 悪臭防止に関する基準値（第3条）

項 目	対象施設は別表7のとおり	備考
	遵守基準・目標基準	
アンモニア	1ppm 以下	測定箇所 原則として敷地境界とするが敷地が無い場合や臭気の排出口が敷地から外れている場合は臭気排出口とする。
メチルメルカプタン	0.002ppm 以下	
硫化水素	0.02ppm 以下	
硫化メチル	0.01ppm 以下	
二硫化メチル	0.009ppm 以下	

別表 7 悪臭防止に関する規制地域（第 3 条）

規制地域	対象施設
鹿角市（鹿角処理区）	鹿角処理センター、尾去沢中継ポンプ場、大湯中継ポンプ場

別表 8 地震時の対応（第 9 条）

	緊急時の対応
震度 4 の地震が発生したとき	・ 中央監視により異常を把握し、甲へ報告 ・ 処理場及び管路施設を巡視点検し、甲へ報告 (地震発生が夜間の場合は、翌日中に巡視点検)
震度 5 以上の地震が発生したとき	・ 中央監視により異常を把握し、甲へ報告 ・ 処理場及び管路施設を巡視点検し、甲へ報告

別表9 リスク分担（第12条）※1

リスクの種類	内 容	責任分担	
		甲	乙
水質基準に関する責任	・ 下水流入水質基準に関する管理責任	○	
	・ 放流水質基準に関する管理責任		○
廃棄物の収集・運搬及び処分に関する責任	・ 廃棄物の収集・運搬及び処分に関する責任		○
環境保全上の責任	・ 大気汚染防止法，秋田県公害防止条例，ダイオキシン類対策特別措置法、悪臭防止法その他関係法令に関する責任		○
法令上の責任	・ 労働基準法，労働安全衛生法，消防法等乙の業務履行上で直接関連する法令上の責任		○
	・ 上記以外の甲の責に帰すべきと判断される法に関する責任	○	
税制度変更の責任	・ 乙に影響を及ぼす税制度変更（法人税等）		○
	・ 広く全般に及ぼす税制度変更（消費税等）	○	
第三者賠償の責任	・ 乙の責めに帰すべき事由による賠償責任		○
	・ 甲の責めに帰すべき事由による賠償責任	○	
住民対応責任	・ 乙の責めに帰すべき事由による賠償責任		○
	・ 甲の責めに帰すべき事由による賠償責任	○	
事故の発生責任	・ 乙の従業員の労働災害に関する責任		○
	・ 薬剤、油等の漏洩事故責任		○
契約の解除・変更責任	・ 甲の責めによる責任（支払い遅延等）	○	
	・ 乙の責めによる責任（法令違反，経営破綻，業務放棄）		○
委託内容の変更責任	・ 乙の責めによる委託内容の変更に関する責任		○
	・ その他乙の責めに帰すことが出来ない委託内容の変更に関する責任	○	
物価変動責任	・ 契約締結後の物価変動に対する措置の責任（※2）	○	
不可抗力による責任	・ 天災，暴動等による契約の中止，変更に関する責任	○	
施設の保安責任	・ 侵入者の侵入防止措置に関する責任		○
性能に関する責任	・ 処理能力を超過した水量流入時の処理	○	
	・ 肥料化、資源化する脱水汚泥含水率の不適合		○
施設機能の確保責任	・ 乙が契約で負うべき設備機能の不適合		○
	・ 上記以外による責任	○	

※1 責任分担において、甲乙双方の責めに帰すことが出来ない事由による場合は、甲乙協議のうえ決定する。

※2 物価変動に関する措置は、県発注工事の標準契約約款を準用し、甲乙協議のうえ措置を行う。

別表 10 管路施設（第 15 条）

対象施設	内 容	頻度等
管路施設	流量計 堰の清掃、実流量と表示流量の測定及び記録	1 回／月
	目視点検 マンホールの破損及び流下等の状況	1 回／年
	各ポンプ場圧送管地表部、圧送開放部下流 4 0 0 m間の自然流下管路施設の地表部、マンホール蓋及びマンホール内部の点検	1 回／年
伏越管内	沈積物除去（フラッシング）	原則 1 回／週

別表11 非常用自家発電設備（第15条）

対象施設	内 容	頻度（回）					備 考
		R9	R10	R11	R12	R13	
大館処理センター	ガスタービン発電機の点検及び部品交換			1			5 回／年
立花中継ポンプ場	ガスタービン発電機の点検及び部品交換		1				5 回／年
二井田中継ポンプ場	ディーゼル発電機の点検及び部品交換	1					5 回／年
田代中継ポンプ場	ディーゼル発電機の点検及び部品交換					1	5 回／年
片山中継ポンプ場	ディーゼル発電機の点検及び部品交換				1		5 回／年
鹿角処理センター	ガスタービン発電機の点検及び部品交換	1					5 回／年

別表12 電気計装設備（第15条）

対象施設	内 容	頻度（回）					備 考
		R9	R10	R11	R12	R13	
大館処理センター	大館）DO 計、PH 計、MLSS 計、放流流量計他	1	1	1	1	1	
大曲処理区幹線	立花）φ 400, φ 600 送水流量計、P 井水位計他	1	1	1	1	1	
	二井田）送水流量計、P 井水位計他	1		1		1	1 回／2 年
	田代）送水流量計、P 井水位計他	1	1	1	1	1	
	達子森）マンホール水位計	1				1	1 回／4 年
	坂地）マンホール水位計		1				1 回／4 年
	高館）マンホール水位計	1				1	1 回／4 年
	松峰）マンホール水位計	1				1	1 回／4 年
	片山）送水流量計、P 井水位計他		1		1		1 回／2 年
	秋田渡）マンホール水位計	1				1	1 回／4 年
鹿角処理センター	鹿角）DO 計、PH 計、MLSS 計、汚水揚水量計他	1	1	1	1	1	
鹿角処理区幹線	小坂流量計）幹線流量計	1	1	1	1	1	
	し尿流量計）（仮）幹線流量計	1	1	1	1	1	
	小坂）汚水流量計、P 井水位計	1			1		1 回／3 年
	尾去沢）マンホール水位計	1				1	1 回／4 年
	尾樽部）マンホール水位計		1				1 回／4 年
	大湯）マンホール水位計				1		1 回／4 年
十和田特定環境	発荷）流入渠水位計、送水流量計、P 井水位計他		1			1	1 回／3 年
	大川岱）送水流量計、P 井水位計他	1			1		1 回／3 年
	M・P）マンホール水位計			1			1 回／3 年

別紙13 遠方監視設備（第15条）

対象施設	内 容	頻度（回）					備 考
		R9	R10	R11	R12	R13	
鹿角処理センター	遠方監視制御設備及び周辺装置の点検及び部品交換	1		1		1	1 回／2 年

別表14 情報処理設備（第15条）

対象施設	内 容	頻度（回）					備 考
		R9	R10	R11	R12	R13	
大館処理センター	監視及び情報処理設備の点検及び部品交換		1		1		1回／2年
鹿角処理センター	監視及び情報処理設備の点検及び部品交換		1		1		1回／2年

別表15 直流電源設備（第15条）

対象施設	内 容	頻度（回）					備 考
		R9	R10	R11	R12	R13	
大館処理センター	直流電源設備細密点検						適宜
立花中継ポンプ場	同上						適宜
二井田中継ポンプ場	同上						適宜
田代中継ポンプ場	同上						適宜
片山中継ポンプ場	同上						適宜

別表16 消防設備（第15条）

対象施設	内 容	頻度（回）					備 考
		R9	R10	R11	R12	R13	
大館処理センター	消防設備	2	2	2	2	2	2回／年
立花中継ポンプ場	同上	2	2	2	2	2	2回／年
二井田中継ポンプ場	同上	2	2	2	2	2	2回／年
田代中継ポンプ場	同上	2	2	2	2	2	2回／年
片山中継ポンプ場	同上	2	2	2	2	2	2回／年
鹿角処理センター	同上	2	2	2	2	2	2回／年
発荷中継ポンプ場	同上	2	2	2	2	2	2回／年
大川岱中継ポンプ場	同上	2	2	2	2	2	2回／年

別表17 地下タンク設備（第15条）

対象施設	内 容	頻度（回）					備 考
		R9	R10	R11	R12	R13	
大館処理センター	地下タンク設備の法定点検	1	1	1	1	1	
立花中継ポンプ場	地下タンク設備の法定点検	1	1	1	1	1	
鹿角処理センター	地下タンク設備の法定点検	1	1	1	1	1	

別表18 ボイラ設備（第15条）

対象施設	内 容	頻度（回）					備 考
		R9	R10	R11	R12	R13	
大館処理センター	オイルバーナー、函体、保安装置、電気回路点検	1	1	1	1	1	

別表19 空気調和設備（第15条）

対象施設	内 容	頻度（回）					備 考
		R9	R10	R11	R12	R13	
鹿角処理センター	冷温水発生機点検整備	2	2	2	2	2	
	（点検対象：冷温水発生機、冷却塔）						（冷房・暖房切替）

別表 20 業務日誌等に記載すべき項目（第 22 条）

1. 業務実施計画書に記載すべき項目 仕様書第 13 条による
2. 業務日誌に記載すべき項目
① 天候、気温、雨量
② 操作・作業内容及び処理数量
③ 主要設備の運転記録
④ その他必要事項
3. 月間業務報告書に記載すべき項目
① 業務日誌の総括
② 業務日誌の①②及びユーティリティ等の月集計
③ 水質、汚泥性状及び環境計測等の各計測値
④ 点検・整備、修繕、調整等の実施記録
⑤ 事故、故障、苦情等の発生及び対応記録
⑥ 見学者対応業務及び付帯業務等の実施状況と結果
⑦ モニタリングの結果
⑧ その他必要事項
4. 年間業務報告書に記載すべき項目
① 月間業務報告書の総括
② 月間業務報告書の②③の年集計
③ 収支計画に対する経費節減した根拠資料
④ 全施設の可動確認結果と不具合箇所一覧
⑤ その他必要事項
5. 業務完了報告書

別表 21 業務予定量（第 46 条）

年度	大館処理センター		鹿角処理センター	
	想定流入水量	想定脱水汚泥量	想定流入水量	想定脱水汚泥量
令和 9 年度	3,622,000m ³ /年	2,171 t /年	1,358,000m ³ /年	853 t /年
令和 10 年度	3,614,000m ³ /年	2,166 t /年	1,338,000m ³ /年	841 t /年
令和 11 年度	3,604,000m ³ /年	2,160 t /年	1,369,000m ³ /年	860 t /年
令和 12 年度	3,593,000m ³ /年	2,153 t /年	1,347,000m ³ /年	846 t /年
令和 13 年度	3,535,000m ³ /年	2,118 t /年	1,323,000m ³ /年	831 t /年

※上記予定量は、基本協定時における予測値である

別表 22 緊急連絡先（第 10 条）

緊急連絡先		電話番号
秋田県建設部 下水道マネジメント推進課	流域設備チーム	018-860-2464
所轄労働基準監督署	大館	0186-42-4033
所轄消防署	大館	0186-43-4151
	鹿角	0186-23-5601
所轄警察署	大館	0186-42-4111
	鹿角	0186-23-3321
救急指定病院	大館市立総合病院	0186-42-5370
	秋田労災病院	0186-52-3131
	かづの厚生病院	0186-23-2111
所轄保健所	北秋田地域振興局 大館福祉環境部（大館保健所）	0186-52-3955
電力会社	東北電力（停電・緊急）	0120-175-366
電話会社	N T T（故障）	113
その他関係機関		

別表 23 (第 2 条)

1. 施設概要

(1) 大館処理センター (供用開始：平成 4 年)

主要施設名称	全体計画	現有施設
①流入管	比内幹線 (◎400mm、◎600mm) 田代幹線 (◎300mm) 真中幹線 (◎150mm)	同左
②最初沈殿池	φ 12.5×H3.0m×3 池	φ 12.5×H3.0m×2 池
③エアレーションタンク	W4.0m×L116.5m×H3.0m×2 池	同左
	W8.0m×L115.1m×H3.0m×2 池	同左
④最終沈殿池	φ 13.5m×H3.0m×2 池	同左
	φ 19.0m×H3.0m×1 池	同左
	φ 19.5m×H3.0m×1 池	同左
⑤塩素混和池	W2.0m×L73.0m×H2.0m×1 池	W2.0m×L38.0m×H2.0m×1 池
⑥汚泥濃縮設備	機械濃縮装置 4.0m ² ×2 基	機械濃縮装置 4.0m ² ×1 基
⑦汚泥貯留槽	W5.05m×L5.7m×H4.0m×1 槽	同左
	W5.05m×L5.6m×H4.0m×1 槽	同左
	W5.85m×L6.6m×H4.0m×2 槽	同左
⑧汚泥脱水設備	機械式脱水機 340kg-DS/h×3 台	遠心脱水機 340kg-DS/h×2 台
⑨汚泥資源化施設	処理能力 7,782wet-t/年	同左
⑩大館市し尿受入センター	投入量 106kL/年	—

別表 23 (第 2 条)

(2) 鹿角処理センター (供用開始：平成 7 年)

主要施設名称	全体計画	現有施設
①流入渠	小坂幹線 (◎700mm) 尾去沢幹線 (◎800mm)	同左
②沈砂池	W2.2m×L4.2m×H0.368m×1 池	W2.2m×L4.2m×H0.4m×2 池
③主ポンプ	2.5m ³ /分×3 台	4.0m ³ /分×3 台
④最初沈殿池	φ 10.5m×H3.0m×2 池	同左
⑤エアレーションタンク	W3.5m×L90.9m×H3.0m×2 池	同左
	W6.8m×L91.7m×H3.0m×1 池	同左
⑥最終沈殿池	φ 12.5m×H3.0m×2 池	同左
	φ 16.5m×H3.0m×1 池	同左
⑦塩素混和池	W1.5m×L69.0m×H2.0m×1 池	W1.5m×L11.0m×H2.0m×1 池
⑧汚泥濃縮設備	機械濃縮装置 2.0m ² ×2 基	機械濃縮装置 2.3m ² ×1 基
⑨汚泥貯留槽	W3.9m×L5.1m×H4.0m×2 槽	同左
⑩汚泥脱水設備	機械式脱水機 194kg-DS/h×2 台	ベルトプレス 120kg-DS/h×1 台
	遠心脱水機×2 台	遠心脱水機 238kg-DS/h×1 台
⑪コンポスト施設	処理ケーキ量 0.5wet-t/日×1 槽	—

別表 23 (第 2 条)

2. 主要設備概要

(1) 大館処理センター (供用開始：平成 4 年)

区 分	設備名	仕 様	数量	備考
分配槽	分配槽流入ゲート	鋳鉄製手動式 700W×1000H	2 門	
	分配可動堰	鋳鉄製手動可動堰 700W×500H×500ST	3 門	
	スカム分離機	パッケージ型 6.0m ³ /min×目開き 2.5mm×0.79kW	1 基	
最初 沈殿池	汚泥掻寄機	中央駆動懸垂形 φ12.5m×3m(有効水深) 0.4kW	3 基	1～3 系
	スカムスキマー	電動ハーフスキマー φ300 (リンク式) ×0.4kW 電動ハーフスキマー φ300 ×0.2kW	2 基 1 基	1 系 2 系 3 系
	スラムポンプ	吸込スクレー付水中汚水ポンプ φ100mm×1.0 m ³ /min×10m 3.7kW	6 台	1～3 系
最初 沈殿池 ポンプ室	生汚水ポンプ	吸込スクレー付汚水ポンプ φ100mm×0.5 m ³ /min×10m 3.7kW	4 台	1～3 系
	1, 2 系初沈汚泥切替弁	電動偏心構造弁 φ150mm 0.2kW	2 台	
	初沈汚泥引抜弁	電動偏心構造弁 φ150mm 0.2kW	1 台	
エアレーション ・タンク	流入可動堰	鋳鉄製手動式可動堰 W600mm×H450mm W1, 500mm×H450mm W1, 100mm×H450mm	2 門 1 門 1 門	
	曝気装置	縦軸型機械式 φ2, 500mm 30kW 斜軸攪拌装置 9kW 補助曝気装置 メンブレンディフューザー 6 個×5 列×6 組 縦軸攪拌装置 2113kg-O ₂ /日・基 56.5kW	4 基 8 台 1 池 2 基	1 系 2 系 2 系 3 系
	排水ゲート	外柵式鋳鉄製丸形ゲート φ200	2 門	1 系
	流出可動堰	鋳鉄製手動可動堰 1500W×500H×500ST 2000W×500H×500ST 2500W×400H×400ST	2 門 1 門 1 門	1 系 2 系 3 系
	返送汚泥可動堰	鋳鉄製手動可動堰 500W×500H×500ST	2 門	1 系

別表 23 (第 2 条)

区 分	設備名	仕 様	数量	備考
最終 沈殿池 ポンプ室	返送汚泥ポンプ	吸込スクレー付き汚泥ポンプ φ 100mm×1.1 m ³ /min×6m 3.7kW φ 150mm×2.5 m ³ /min×6m 7.5kW φ 150mm×2.5 m ³ /min×6m 5.5kW	4 台 2 台 2 台	1 系 2 系 3 系
	余剰汚泥ポンプ	スクレー遠心形汚泥ポンプ φ 100mm×0.5 m ³ /min×6m 1.5kW φ 100mm×0.5 m ³ /min×6m 1.5kW φ 100mm×0.5 m ³ /min×6m 1.5kW	2 台 2 台 2 台	1 系 2 系 3 系
	余剰汚泥引抜弁	電動偏心構造弁 φ 150mm 0.2kW φ 150mm 0.2kW φ 200mm 0.2kW	2 台 1 台 1 台	1 系 2 系 3 系
	最終 沈殿池	終沈流入ゲート	2 門	1 系
	汚泥掻寄機	中央駆動式支柱形 φ 13,500×3,000 0.4kW φ 19,000×3,000 0.75kW φ 19,500×3,500 0.75kW	2 基 1 基 1 基	1 系 2 系 3 系
	スラムスキマー	円形池用パイプスキマー φ 250×1750mmL ロータリー式自動スラム除去システム 350A×6,185mmL 0.4kW 電動パイプスキマー φ 350 0.4kW	2 台 1 台 1 台	1 系 2 系 3 系
	塩素 滅菌棟	二次処理水槽流入ゲート	1 門	
	塩素混和池流入ゲート	外衽式鋳鉄製 800W×800H	1 門	
	次亜塩注入ポンプ	油圧ダイヤフラム式 φ 15mm×0.030×0.500L/min×0.4kW φ 15mm×0.004×0.100L/min×0.4kW	2 台 1 台	初期対
汚泥 処理棟	パイプ水路流入ゲート	外衽式鋳鉄製 800W×800H	1 門	
	次亜塩素ソーダ貯留タンク	堅形定置式 3 m ³	1 基	
	汚泥貯留槽攪拌機	縦軸パドル形 φ 2000	2 台	
	給水ユニット	圧力タンク付自動給水装置 700L/min×4kg/cm ² ×5.5kW×2	1 基	
	浮上濃縮装置	常圧浮上濃縮装置 4m ³ /基×6.45kW	1 基	
	脱気槽	鋼板製円筒槽 1.2 m ³ 0.75kW	1 槽	
	起泡助剤希釈槽	立形円筒槽 0.9 m ³ 0.1kW	1 槽	
	起泡助剤注入ポンプ	ダイヤフラム形ポンプ φ 15×25~125 cc/min 0.2kW	1 台	
	高分子凝集剤供給機	可変連続定量供給機 0.6 ℓ/min 0.2kW	2 台	
	高分子凝集剤溶解槽	立形円筒形 立形フロッパー式 1.3 m ³ 0.75kW	2 槽	
	高分子凝集剤注入ポンプ	一軸式 φ 20×70~230 ℓ/h×20m 0.4kW	2 台	
	汚泥濃縮装置	ベルト型ろ過濃縮機 20m ³ /h×2.3kW	1 基	
	洗浄水ポンプ	給水用渦巻 φ 32×0.1m ³ /min×15m×0.75kW	1 台	
	汚泥濃縮装置排出弁	電動蝶型弁 φ 200 0.2kW	1 台	

別表 23 (第 2 条)

区 分	設備名	仕 様	数 量	備 考
汚泥 脱水機棟	汚泥脱水機	遠心脱水機 10m ³ /h (340kgDS/時) × 45+15+0.75kW	1 基	No. 3
		遠心脱水機 (高効率形) 10m ³ /h (340kgDS/時) × 45+15+0.75kW	1 台	No. 4
	汚泥供給ポンプ	一軸斜式ポンプ φ 80mm × 9 m ³ /hr × 15m × 3.7kW	2 台	
	No. 3 汚泥供給ポンプ	一軸斜式ポンプ φ 100mm × 5.0 ~ 15.0 m ³ /hr × 20m × 7.5kW	1 台	
	No. 4 汚泥供給ポンプ	一軸斜式ポンプ φ 100mm × 1.0 ~ 3.0 m ³ /hr × 2.2kW	1 台	
	薬品溶解タンク	鋼板製立形円筒槽 5 m ³	1 台	
		8 m ³ 3.7kW	1 台	
	薬品供給機	可変連続定量供給機 0.04 ~ 40/min × 0.4kW (ホッパ 0.2 m ³)	1 台	
	薬品供給ポンプ	一軸斜式 φ 32mm × 1.5m ³ /h × 15m 0.75kW	2 台	
	No. 3 薬品供給ポンプ	一軸斜式 φ 50mm × 1.0 ~ 3.0 m ³ /hr × 20m × 2.2kW	1 台	
	4 号ケーコンベヤ	20° トラフ型ベルトコンベア 600W × 7,500L × 2.2KW	1 台	
	5 号ケーコンベヤ	20° トラフ型ベルトコンベア 600W × 3,000L × 2.2KW	1 台	
	6 号ケーコンベヤ	20° トラフ型ベルトコンベア 600W × 7,500L × 2.2KW	1 台	
	7 号ケーコンベヤ	20° トラフ型ベルトコンベア 600W × 15,400L	1 台	
	空気圧縮機	圧力スイッチ式 600NL/min 5.5KW	2 台	
	空気槽	220L	1 台	
	1 号ケーキ貯留ホッパ	鋼板製角型電動カッター式 有効容量 10 m ³ 2.2kW × 2	1 台	
	2 号ケーキ貯留ホッパ	鋼板製角型電動カッター式 有効容量 12 m ³	1 台	
	薬品搬入ホイス	ギヤードトリ結合形電動チェーンブロック 2.0t × 8m 3.65kW	1 台	
	保守点検用チェーンブロック	ギヤードトリ付チェーンブロック 3.0t	1 台	

別表 23 (第 2 条)

(2) 立花中継ポンプ場 (供用開始：平成 4 年 (MP)、平成 10 年 (本設))

設備の名称	仕 様	数 量
主 ポ ン プ	縦軸渦巻ポンプ φ 250mm*6.5m ³ /min*17m*37kW φ 250mm*6.5m ³ /min*34m*75kW φ 200mm*5.4m ³ /min*17m*30kW	2 台 1 台 1 台
流 入 ゲ ー ト	鋳鉄製角形電動ゲート (自動降下式) 700W*11mH*0.75kW	2 門
流 出 ゲ ー ト	鋳鉄製角形手動ゲート 700W*2.6mH	2 門
連 絡 ゲ ー ト	鋳鉄製角形手動ゲート 700W*4.0mH	1 門
自 動 除 塵 機	機械スクリーン 目幅 20mm 0.4kW	1 基
細目スクリーン	手掻式 目幅 20mm 水路幅 1.5m	1 基
揚 砂 機	水中サンドポンプ φ 100mm*1.5m ³ /min*5m*7.5kW	2 基
沈 砂 洗 浄 機	上向流式 φ 350mm*3.0m ³ /h	1 基
し さ 掻 揚 機	スクレーパ付ダブルチェンコンベヤ 水路巾 1.8m×長 7.4m	1 基
し さ 脱 水 機	スクリュウコンベヤプレス式 0.3m ³ /hr 0.75kW	1 基
電 気 設 備	高低圧盤、監視盤、計装装置	1 式
自家発電設備	ガスタービンエンジン 発電機 625kVA	1 基
脱 臭 設 備	脱臭ファン FRP 製ターボファン 50m ³ /min*5.5kW	1 基
	脱臭塔 活性炭吸着塔 50m ³ /min	1 基

(3) 二井田中継ポンプ場 (供用開始：平成 7 年 (MP)、平成 17 年 (本設))

設備の名称	仕 様	数 量
主 ポ ン プ	水中汚水ポンプ φ 150mm*2.8m ³ /min*14m*15kW φ 100mm*1.6m ³ /min*14m*7.5kW	2 台 2 台
流 入 ゲ ー ト	鋳鉄製角形電動ゲート (自動降下式) 400W*5.25mH*0.4kW	1 門
流 出 ゲ ー ト	鋳鉄製角形手動ゲート 400W*2.1mH	1 門
連 絡 ゲ ー ト	鋳鉄製角形手動ゲート 500W*2.95mH	1 門
自 動 除 塵 機	ドラム状スクリーン 目幅 20mm 取付角度 35° 1.5kW	1 基
細目スクリーン	手掻式 目幅 20mm 取付角度 60° 水路幅 0.8m	1 基
電 気 設 備	高低圧盤、監視盤、計装装置	1 式
自家発電設備	ディーゼルエンジン 発電機 85kW	1 基
脱 臭 設 備	脱臭ファン FRP 製ターボファン 20m ³ /min*2.2kW	1 基
	脱臭塔 乾式吸着塔 20m ³ /min	1 基

別表 23 (第 2 条)

(4) 田代中継ポンプ場 (供用開始：平成 7 年 (MP)、平成 17 年 (本設))

設備の名称	仕 様	数 量
主 ポ ン プ	吸込スクリー付水中汚水ポンプ φ 100mm*1.9m ³ /min*26m*18.5kW φ 100mm*1.0m ³ /min*18m*7.5kW	1 台 2 台
流 入 ゲ ー ト	鋳鉄製角形電動ゲート (自動降下式) 400W*0.4kW	1 門
連 絡 ゲ ー ト	鋳鉄製角形手動ゲート 500W	1 門
自 動 除 塵 機	脱水機構付ドラム状スクリーン 目幅 20mm 取付角度 35° 1.5kW	1 基
ス ク リ ー ン	手掻式バースクーリン 目幅 20mm 取付角度 70° 水路幅 0.8m	1 基
電 気 設 備	高低圧盤、監視盤、計装装置	1 式
自家発電設備	ディーゼルエンジン 発電機 80kW	1 基
脱 臭 設 備	脱臭ファン FRP 製ターボファン 17m ³ /min*2.2kW	1 基
	脱臭塔 活性炭吸着脱臭塔 ミストセパレーター共 17m ³ /min	1 基

(5) 片山中継ポンプ場 (供用開始：平成 9 年 (MP)、平成 21 年 (本設))

設備の名称	仕 様	数 量
主 ポ ン プ	吸込スクリー付水中汚水ポンプ φ 150mm*3.0m ³ /min*24m*22kW φ 250mm*7.0m ³ /min*24m*55kW	2 台 1 台
流 入 ゲ ー ト	鋳鉄製角形電動ゲート (自動降下式) 500W*0.4kW	2 門
連 絡 ゲ ー ト	鋳鉄製角形手動ゲート 500W	1 門
自 動 除 塵 機	連続式自動スクリーン 目幅 20mm 0.4kW	1 基
ス ク リ ー ン	バースクーリン 目幅 20mm 水路幅 1.0m	1 基
し さ 脱 水 機	二軸式スクリー式 0.1m ³ /hr 0.4kW	1 基
電 気 設 備	高低圧盤、監視盤、計装装置	1 式
自家発電設備	ディーゼルエンジン 発電機 250kVA	1 基
脱 臭 設 備	ミストセパレータ 慣性衝突式 14m ³ /min	1 基
	脱臭ファン FRP 製ターボファン 14m ³ /min*1.5kW	1 基
	脱臭塔 吸着脱臭塔 14m ³ /min	1 基
酸素注入設備	圧縮機 スクリュー式 1.81m ³ /min *11kW	1 基
	PSA 酸素発生器 酸素発生量 6.0Nm ³ /hr	1 基

別表 23 (第 2 条)

(6) 秋田渡中継ポンプ場 (供用開始：平成 10 年 (MP))

設備の名称	仕 様	数 量
主 ポ ン プ	φ 80mm*0.55m ³ /min*40m*11kW	2 台

(7) 達子森中継ポンプ場 (供用開始：平成 15 年 (MP))

設備の名称	仕 様	数 量
主 ポ ン プ	φ 80mm*0.6m ³ /min*24m*7.5kW	2 台

(8) 坂地中継ポンプ場 (供用開始：平成 14 年 (MP))

設備の名称	仕 様	数 量
主 ポ ン プ	φ 80mm*0.78m ³ /min*19.2m*7.5kW	2 台

(9) 高館中継ポンプ場 (供用開始：平成 14 年 (MP))

設備の名称	仕 様	数 量
主 ポ ン プ	φ 150mm*2.55m ³ /min*6m*5.5kW	2 台

(10) 松峰中継ポンプ場 (供用開始：平成 14 年 (MP))

設備の名称	仕 様	数 量
主 ポ ン プ	φ 150mm*1.74m ³ /min*13.5m*11kW	2 台

別表 23 (第 2 条)

(11) 鹿角処理センター (供用開始：平成 7 年)

区 分	設備名	仕 様	数量	備考
沈砂池 機械棟	沈砂池流入ゲート	電動外ねじ式鋳鉄製 四方水密 幅 500 mm×高 750 mm×0.4 kW	2 門	
	細目自動除塵機	しき搬送・脱水装置付自動スクリーン 6.67 m ³ /min×1.5kW φ 1200mm×目幅 10mm	1 台	
		しき搬送・脱水装置付自動スクリーン 9.6 m ³ /min×1.5kW φ 1200mm×目幅 10mm	1 台	
	粗目スクリーン	手掻き式バースクリーン目幅 150mm 水路幅 1.2m×深さ 2.2mm	2 基	
	コンテナ吊上機	ギヤードトリ付手動チェーンブロック定格 1.0 t 揚程 10.0 m	1 基	
	主ポンプ	水中汚水ポンプ φ 200mm×3.4 m ³ /min×15.0m 18.5kW	2 台	
	ポンプ井連絡ゲート	手動外ねじ式鋳鉄製四方水密 幅 500 mm × 高 500 mm	1 門	
	主ポンプ吊上機	ギヤードトリ付手動チェーンブロック定格 2.0 t 揚程 9.0 m	1 基	
	脱臭ファン	片吸込ターボファン 風量 30.0 m ³ /min× 3.7 kW	1 台	
	活性炭吸着塔	吸着塔 (立形カートリッジ式) 30.0 m ³ /min	1 基	
	コンテナ吊上機	電動ホイス 1t×10m×2.2kW	1 台	
	雑用水自動給水ユニット	圧力タンク付自動給水ユニット φ 50mm×0.2 m ³ /min×30m 3.7kW×2	1 台	
最初 沈殿池	初沈汚泥掻寄機	中央駆動式懸垂形 φ 10,500×H3,000mm 0.4kW	2 台	
	初沈流入ゲート	鋳鉄製手動式角形 □400mm	1 門	No. 1
		鋳鉄製手動式角形 □350mm	1 門	No. 2
	初沈スラムポンプ	吸込スクレー付水中汚泥ポンプ φ 100×1.0m ³ /min×10m	2 台	No. 1
		吸込スクレー付水中汚泥ポンプ φ 100×1.0m ³ /min×8m	2 台	No. 2
	生汚泥ポンプ	横軸無閉塞形汚泥ポンプ φ 100mm×0.5 m ³ /min×4m 2.2kW	2 台	2 系用

別表 23 (第 2 条)

区 分	設備名	仕 様	数 量	備 考
エアレーション ・タンク	曝気装置	縦軸型曝気装置 22kW / 基 羽根径 ϕ 1,900	4 基	1 系用
		縦軸型曝気装置 45kW / 基 羽根径 ϕ 3,000	2 基	2 系用
	流出可動堰	鋳鉄製手動可動堰角形 W1,000×H500mm	2 門	1 系用
		鋳鉄製手動可動堰角形 W2,100×H400mm	1 門	2 系用
	返送汚泥可動堰	鋳鉄製手動可動堰角形 W500×H500mm	2 門	1 系用
最終 沈殿池	返送汚泥ポンプ	吸込スクレー付汚泥ポンプ ϕ 150mm×1.5 m ³ /min×5m×3.7kW	3 台	1 系用
		吸込スクレー付汚泥ポンプ ϕ 250mm×2.9 m ³ /min×3m×5.5kW	2 台	2 系用
	余剰汚泥ポンプ	吸込スクレー付汚泥ポンプ ϕ 100mm×0.5 m ³ /min×5m×1.5kW	2 台	1 系用
		吸込スクレー付汚泥ポンプ ϕ 80mm×0.5 m ³ /min×7m 1.5kW	2 台	2 系用
	余剰汚泥引抜弁	電動式偏心構造弁 ϕ 150mm×0.2kW	2 台	1 系用
		電動式偏心構造弁 ϕ 150mm×0.2kW	1 台	2 系用
	汚泥掻寄機	中央駆動支柱形 速度 約 3.0m/min ϕ 12,500×H3,000mm 0.4kW	2 台	1 系用
		中央駆動支柱形 速度 約 3.0m/min ϕ 16,500×H3,000mm 0.75kW	2 台	2 系用
	スラム移送ポンプ	吸込スクレー付水中汚水ポンプ ϕ 100mm×1.0 m ³ /min×10m×3.7kW	2 台	1 系用
		吸込スクレー付水中汚水ポンプ ϕ 100mm×1.0 m ³ /min×10m×3.7kW	2 台	2 系用
塩素 混和池	次亜塩素酸ソーダ 注入ポンプ	可変式定量ポンプ 300cc/min×0.4kW	3 台	
	次亜塩素酸ソーダ貯留タンク	堅形円筒形 FRP 製 有効容量 1 m ³	3 台	

別表 23 (第 2 条)

区 分	設備名	仕 様	数量	備考
汚泥濃縮棟 (機械濃縮設備)	汚泥供給ポンプ	一軸シ式 $\phi 100\text{mm} \times 4 \sim 13\text{m}^3/\text{h} \times 20\text{m} \times 7.5\text{kW}$	2 台	
	浮上濃縮機	常圧浮上濃縮装置 2m ³ /基	1 基	
	起泡用水ポンプ	自給式渦巻ポンプ $\phi 32\text{mm} \times 33\text{L}/\text{min} \times 15\text{m} \times 0.4\text{kW}$	1 台	
	凝集剤注入ポンプ	一軸シ式 $\phi 20\text{mm} \times 30 \sim 125\text{L}/\text{h} \times 20\text{m} \times 0.4\text{kW}$	1 台	
	凝集剤溶解槽	鋼板製円筒型 1.0m ³ 0.75kW	1 台	
	凝集剤供給機	可変連続定量供給機 最大 0.4L/min 0.2kW	2 台	
	起泡助剤注入ポンプ	ダイヤフラムポンプ $\phi 15 \times 0 \sim 64\text{cc}/\text{min} \times 2\text{kg}/\text{cm}^2$	2 台	
	脱気槽	鋼板製円筒型 0.6m ³ 0.4kW	1 基	
	余剰汚泥貯留槽攪拌機	立型パドル式 攪拌容量 50m ³ $\times 2.2\text{kW}$	1 基	
	機械濃縮汚泥ポンプ	一軸シ式 $\phi 100\text{mm} \times 8\text{m}^3/\text{h} \times 20\text{m} \times 5.5\text{kW}$	2 台	
	濃縮汚泥貯留槽攪拌機	立型パドル式 攪拌容量 25m ³ $\times 3.7\text{kW}$	2 台	
	ミストセパレータ	慣性衝突式 16m ³ /min	1 台	
	脱臭ファン	FRP 製ターボファン 16m ³ /min $\times 2.2\text{kW}$	1 台	
	脱臭塔	活性炭吸着塔 16m ³ /min	1 基	
汚泥処理棟 (脱水設備)	No. 1 ケキ移送ポンプ	フィーダー付一軸シ式 0.6 $\sim 0.9\text{m}^3/\text{h} \times 8\text{kg}/\text{cm}^2$ 2.2kW $+ 3.7\text{kW}$	1 台	
	No. 2 ケキ移送ポンプ	フィーダー付一軸シ式 1.2 $\sim 1.8\text{m}^3/\text{h} \times 8\text{kg}/\text{cm}^2$ 3.7kW $+ 3.7\text{kW}$	1 台	
	ケキホッパ	鋼板製角錐形 容量 4m ³ 電動機 0.75kW $\times 2$ 台	1 基	
	汚泥供給ポンプ	一軸シ式 $\phi 100 \times 16\text{m}^3/\text{h} \times 10\text{m} \times 5.5\text{kW}$	2 台	
	No. 1 汚泥脱水機	高効率ベルトプレス 120kg-DS/h 2.65kW	1 台	
	No. 2 汚泥脱水機	高効率遠心脱水機 処理量 7m ³ /h 29.5kW	1 台	
	No. 1 薬品供給機	定量フィーダー 0.3 $\sim 1\text{L}/\text{min}$ ホッパ 70L 0.4kW	1 台	
	No. 2 薬品供給機	定量フィーダー 0.7 $\sim 2\text{L}/\text{min}$ ホッパ 100L 0.4kW	1 台	
	薬品供給ポンプ	一軸シ式 $\phi 50 \times 2\text{m}^3/\text{h} \times 15\text{m} \times 2.2\text{kW}$	1 台	
	ろ布洗浄水ポンプ	横軸多段渦巻ポンプ $\phi 65\text{m}^3 \times 0.3\text{m}^3/\text{min} \times 5\text{m} \times 7.5\text{kW}$	2 台	
	脱臭ファン	FRP 製ターボファン 30m ³ /min $\times 3.7\text{kW}$	1 基	
	脱臭装置	三層充填カートリッジ式 30 m ³ /min	1 基	

別表 23 (第 2 条)

(12) 小坂中継ポンプ場 (供用開始：平成 11 年 (本設))

設備の名称	仕 様	数 量
主 ポ ン プ	吸込スクリー付水中汚水ポンプ φ 150mm*1.9m ³ /min*8.5m*5.5kW	2 台
電 気 設 備	低圧盤、監視盤、計装装置	1 式
脱 臭 設 備	脱臭ファン FRP 製片ターボファン 5m ³ /min*0.4kW	1 基
	脱臭塔 乾式吸着塔 5m ³ /min	1 基

(13) 尾樽部中継ポンプ場 (供用開始：平成 12 年 (MP))

設備の名称	仕 様	数 量
主 ポ ン プ	φ 80mm*0.39m ³ /min*15.5m*3.7kW	2 台

(14) 尾去沢中継ポンプ場 (供用開始：平成 11 年 (MP))

設備の名称	仕 様	数 量
主 ポ ン プ	φ 150mm*2.2m ³ /min*13m*11kW	2 台

(15) 大湯中継ポンプ場 (供用開始：平成 18 年 (MP))

設備の名称	仕 様	数 量
主 ポ ン プ	φ 80mm*0.85m ³ /min*9.4m*3.7kW	2 台

別表 23 (第 2 条)

(16) 発荷中継ポンプ場 (供用開始：平成 4 年 (本設))

設備の名称	仕 様	数 量
主 ポ ン プ	水中汚水ポンプ φ 100mm*0.9m ³ /min*14m*5.5kW	2 台
流 入 ゲ ー ト	鋳鉄製角形電動ゲート (自動降下式) 400W*7,600mmH*0.4kW	1 門
自 動 除 塵 機	間欠式 700mm 約 2700mm 0.75kW	1 基
中目スクリーン	バイパス水路用 手搔式 目幅 30mm 取付角度 60°	1 基
	主水路用 目幅 30mm 取付角度 70°	1 基
揚 砂 機	水中サンドポンプ φ 80mm*0.1m ³ /min*13m*3.7kW	1 基
サイクロンセパレータ	液体サイクロン φ 80mm*0.1 m ³ /min	1 基
電 気 設 備	低圧盤、監視盤、計装装置	1 式
脱 臭 設 備	脱臭ファン FRP 製片ターボファン 10m ³ /min*1.5kW	1 基
	脱臭塔 カートリッジ形乾式吸着塔 10m ³ /min	1 基

(17) 大川岱中継ポンプ場 (供用開始：平成 7 年 (本設))

設備の名称	仕 様	数 量
主 ポ ン プ	吸込スクリュ付水中汚水ポンプ φ 80mm*0.38m ³ /min*21m*7.5kW	2 台
ポンプ井攪拌機	水中攪拌機 90m3W	1 台
流 入 ゲ ー ト	形鋼製手動式スルースゲート 600W	1 門
連 絡 弁	フラップ弁 φ 500	1 門
ス ク リ ー ン	バースクリーン 目幅 15mm 取付角度 70°	1 基
電 気 設 備	低圧盤、監視盤、計装装置	1 式
脱 臭 設 備	脱臭ファン FRP 製片吸込ターボファン 20m ³ /min*1.5kW	1 基
	脱臭塔 縦型カートリッジ式 20m ³ /min	1 基

(18) 大川岱幹線 No.1 ポンプ場 (供用開始：平成 8 年 (MP))

設備の名称	仕 様	数 量
主 ポ ン プ	吸込スクリュ付水中汚水ポンプ φ 100mm*0.55m ³ /min*32.1m*11kW	2 台

(19) 大川岱幹線 No.2 ポンプ場 (供用開始：平成 6 年 (MP))

設備の名称	仕 様	数 量
主 ポ ン プ	吸込スクリュ付水中汚水ポンプ φ 100mm*1.1m ³ /min*14.6m*5.5kW	2 台

別表 23 (第 2 条)

(20) 大川岱幹線 No.3 ポンプ場 (供用開始：平成 6 年 (MP))

設備の名称	仕 様	数 量
主 ポ ン プ	$\phi 100\text{m} \times 1.1\text{m}^3/\text{min} \times 15.6\text{m} \times 7.5\text{kW}$	2 台

(21) 大川岱幹線 No.4 ポンプ場 (供用開始：平成 6 年 (MP))

設備の名称	仕 様	数 量
主 ポ ン プ	$\phi 100\text{m} \times 1.1\text{m}^3/\text{min} \times 27.6\text{m} \times 15\text{kW}$	2 台

別表 23 (第 2 条)

(22) 大川岱面 No.1 ポンプ場 (供用開始：平成 6 年 (MP))

設備の名称	仕 様	数 量
主 ポ ン プ	φ 65m*0.22m ³ /min*10.9m*2.2kW	2 台

(23) 大川岱面 No.2 ポンプ場 (供用開始：平成 7 年 (MP))

設備の名称	仕 様	数 量
主 ポ ン プ	φ 65m*0.17m ³ /min*13.3m*2.2kW	2 台

(24) 大川岱面 No.3 ポンプ場 (供用開始：平成 7 年 (MP))

設備の名称	仕 様	数 量
主 ポ ン プ	φ 40m*0.1m ³ /min*12.6m*1.5kW	2 台

(25) 大川岱面 No.4 ポンプ場 (供用開始：平成 7 年 (MP))

設備の名称	仕 様	数 量
主 ポ ン プ	φ 80m*0.55m ³ /min*10.4m*2.2kW	2 台

(26) 大川岱面 No.5 ポンプ場 (供用開始：平成 7 年 (MP))

設備の名称	仕 様	数 量
主 ポ ン プ	φ 80m*0.32m ³ /min*18.7m*3.7kW	2 台

(27) 大川岱面 No.6 ポンプ場 (供用開始：平成 7 年 (MP))

設備の名称	仕 様	数 量
主 ポ ン プ	φ 65m*0.16m ³ /min*6.6m*0.75kW	2 台

(28) 鉛山 No.1 ポンプ場 (供用開始：平成 7 年 (MP))

設備の名称	仕 様	数 量
主 ポ ン プ	φ 50m*0.05m ³ /min*26.3m*3.7kW	2 台

別表 23 (第 2 条)

(29) 鉛山 No.2 ポンプ場 (供用開始：平成 7 年 (MP))

設備の名称	仕 様	数 量
主 ポ ン プ	$\phi 40\text{m} \times 0.05\text{m}^3/\text{min} \times 22.2\text{m} \times 2.2\text{kW}$	2 台

(30) 鉛山 No.3 ポンプ場 (供用開始：平成 7 年 (MP))

設備の名称	仕 様	数 量
主 ポ ン プ	$\phi 40\text{m} \times 0.05\text{m}^3/\text{min} \times 11.5\text{m} \times 1.2\text{kW}$	2 台

(31) 中の平ポンプ場 (供用開始：平成 7 年 (MP))

設備の名称	仕 様	数 量
主 ポ ン プ	$\phi 60\text{m} \times 0.1\text{m}^3/\text{min} \times 7.0\text{m} \times 0.75\text{kW}$	2 台

(32) 大館処理区幹線管渠 (※令和 6 年度末)

幹 線 名	管 径 (mm)	延 長 (m)		
		路線延長	複線区間 (2 条管)	全体延長
比 内 幹 線	$\phi 100 \sim 1,200$	13,822	3,632	17,454
田 代 幹 線	$\phi 75 \sim 700$	4,934	932	5,866
大 館 幹 線	$\phi 300 \sim 1,000$	8,713	1,856	10,569
比 内 中 央 幹 線	$\phi 200 \sim 350$	1,442	0	1,460
真 中 幹 線	$\phi 150$		0	
合 計	—	28,911	6,420	35,331

(33) 鹿角処理区幹線管渠 (※令和 6 年度末)

幹 線 名	管 径 (mm)	延 長 (m)		
		路線延長	複線区間 (2 条管)	全体延長
尾 去 沢 幹 線	$\phi 75 \sim 700$	9,139	1,026	10,165
小 坂 幹 線	$\phi 150 \sim 800$	9,912	0	9,912
大 湯 幹 線	$\phi 100 \sim 400$	6,858	986	7,846
合 計	—	25,909	2,012	27,921